

第 4 5 号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 3 スポーツ推進委員の項中「27,000円」を「36,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 特別職の職員で非常勤のものものうちスポーツ推進委員に支給されるべき報酬年額を、次のとおり改正すること。

	現行報酬年額	改正後の報酬年額
スポーツ推進委員	27,000円	36,000円

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。